

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年11月30日
【発行者名】	ありがとう投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 長谷 俊介
【本店の所在の場所】	東京都台東区上野三丁目19番4号
【事務連絡者氏名】	コンプライアンス部 能智 将也
【電話番号】	03-5807-9710
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券に係る ファンドの名称】	ありがとうファンド
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

『ありがとうファンド』

(以下、「当ファンド」といいます。また、愛称として「ファンドの宝石箱」という名称をつけることがあります。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託受益権(以下「受益権」といいます。)

当ファンドは、分配金再投資専用です。

当初1口当り元本1円(1万口当り元本金額1万円)

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下、「振替法」といいます。)の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(振替法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

5,000億円相当口を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込日の翌々営業日の基準価額(注)とします。

(注)「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、そのときの受益証券口数で除した金額(1口当りの純資産価額)をいい、便宜上1万口当りに換算した価額で表示されます。

なお、基準価額の照会先(電話番号及びホームページのアドレス)は以下のとおりです。また、原則として翌日の日本経済新聞に、便宜上1万口当りに換算した価額で掲載されます。

ありがとう投信株式会社

電話

03-5807-9710

ホームページ

<http://www.39asset.co.jp/>

受付時間

8時30分～17時30分(定休日:土・日・祝日)

(5)【申込手数料】

販売手数料はかかりません。

(6)【申込単位】

申込単位は販売会社にご確認ください。

収益分配金を再投資する場合は、1円単位とします。

(7)【申込期間】

平成28年12月1日から平成29年11月30日まで

*なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

以下の場所において申込みの取扱いを行います。

ありがとう投信株式会社 カスタマーサービス部

電話 03-5807-9710

(受付時間は原則営業日の午前8時30分から午後5時30分までです。)

上記会社(以下「販売会社」といいます。)の本・支店等において申込みの取扱いを行います。

(9)【払込期日】

受益権の取得申込者は、原則として申込日に、販売会社へ当該金額をお支払い下さい。

各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託金が行われる日に、委託会社であるありがとう投信株式会社の口座を経由して、受託会社である野村信託銀行株式会社のファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込金は申込みの販売会社にお支払い下さい。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12)【その他】

申込みの方法

- ・当ファンドの受益権の取得申込みは、申込期間の毎営業日に受付けます。
ただし、申込日がニューヨーク証券取引所の休業日及びルクセンブルクの銀行休業日にあたる場合は申込みの受付を行いません。
当該受益権の価額は、申込日の翌々営業日における基準価額とします。買付口数の計算で生ずる1口未満の端数の取扱いについては、委託会社または販売会社にお問い合わせ下さい。
取得申込みの受付けは原則として午後3時までとします。受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとします。
- ・受益権の取得申込者は販売会社または販売会社の指定する口座管理機関との間で、「総合取引約款」による「証券投資信託の総合取引に関する契約」及び「投資信託受益権振替決済口座管理約款」による契約、また「自動けいぞく投資約款」による契約を締結します。
- ・販売会社及び口座管理機関によっては「総合取引約款」、「証券投資信託の総合取引に関する契約」、「投資信託受益権振替決済口座管理約款」、「自動けいぞく投資約款」と同様の権利義務を規定するものの、名称の異なる契約を使用することがあり、この場合は当該別の名称に読み替えるものとします。
- ・当ファンドのお取引については、金融商品取引法第37条の6に定める「書面による契約の解除」(いわゆる「クーリング・オフ」)の適用はありません。

取得申込みの受付けの中止、既に受付けた取得申込みの受付けの取り消し

取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。)における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みを制限すること、及び当該取得申込みの受付けを中止すること、ならびに既に受付けた取得申込みの受付けを取り消す場合があります。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、振替法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、振替法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは、
ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録に
よって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは 投資家の方々の長期的な資産形成のお手伝いをさせていただくことを目的に、じっくりと運用することを目指していきます。

ファンドの基本的性格

ファンド・オブ・ファンズ

*「ファンド・オブ・ファンズ」とは、一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定される投資信託及び外国投資信託の受益証券並びに投資法人及び外国投資法人の投資証券への投資を目的とする投資信託をいいます。

ファンドの特色

1. 長期投資 ～長期でじっくり投資～

長期的な資産の成長を目指し運用を行います。

2. 国際分散投資 ～幅広い世界への分散投資～

国際分散投資ファンドとして今後成長が見込まれる国・地域の成長性を享受すること、同時に幅広く世界へ分散投資することによる分散効果も目指して、アセットアロケーションを決定もしくは見直します。

3. 厳選投資 ～選び抜かれたファンド～

ファンド・オブ・ファンズの対象ファンド選択に当たっては、定量的、定性的に検証し、継続的な運用体制、一貫性のある運用プロセスを重要な判断基準として、長期的に資産形成をするにふさわしいファンドを厳選します。

当ファンドの一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は次の通りです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

追加型投信: 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド。

内外: 目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの。

資産複合: 目論見書または投資信託約款において、株式・債券・不動産投信・その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年2回	日本	ファミリー ファンド	あり
	年4回	北米		
	年6回	欧州		
	年6回	アジア		
不動産投信	年12回	オセアニア	ファンド・ オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(資 産複合 資産配分 変更型))	日々	中南米 アフリカ		
	その他	中近東		
資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

その他資産(投資信託証券(資産複合 資産配分変更型)): 目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて複数の資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるもの、もしくは固定的とする旨の記載がないもの。

年1回: 目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるもの。

グローバル(日本を含む): 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの。

ファンド・オブ・ファンズ: 一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

為替ヘッジなし: 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの。

商品分類・属性区分の定義についての詳細は一般社団法人投資信託協会のホームページをご参照下さい。(http://www.toushin.or.jp/)

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

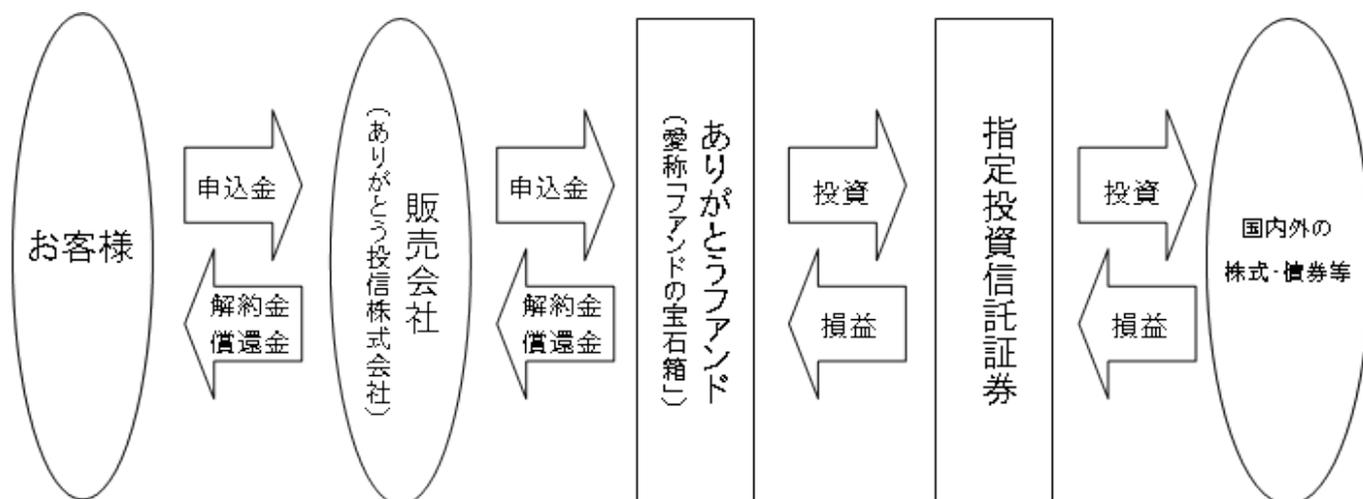
ファンドにおける指定投資信託証券

投資信託証券の名称	
TMA長期投資ファンド 適格機関投資家限定	以下各々下記の名称で記載する場合があります。 TMA長期投資ファンド

ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドSA (適格機関投資家限定)	ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンド
ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ ファンドSA(適格機関投資家限定)	ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ ファンド
キャピタル・グループ・エマージング・マーケット・トータル・オポ チュニティーズ クラスZ(ルクセンブルグ籍円建外国投資法人)	キャピタル・グループ・EM・トータル・オポチュニ ティーズ
キャピタル・グループ・インベストメント・カンパニー・オブ・アメリカ クラスZ(ルクセンブルグ籍円建外国投資法人)	キャピタル・グループ・インベストメント・カンパ ニー・オブ・アメリカ
アライアンス・バーンスタインSICAV I-エマージング・マーケット・ エクイティ・ポートフォリオ クラスI株式(ルクセンブルグ籍オーブ ン・エンド型外国投資法人(米ドル建))	アライアンス・バーンスタイン-エマージング・マー ケット・エクイティ・ポートフォリオ
アライアンス・バーンスタインSICAV I-エマージング・マーケット・ マルチアセット・ポートフォリオ クラスI株式(ルクセンブルグ籍オー ブン・エンド型外国投資法人(米ドル建))	アライアンス・バーンスタイン-エマージング・マー ケット・マルチアセット・ポートフォリオ
アライアンス・バーンスタイン-アメリカン・グロース・ポートフォリオ クラスI受益証券(ルクセンブルグ籍オープン・エンド型契約型外国 投資信託(米ドル建))	アライアンス・バーンスタイン-アメリカン・グロース・ ポートフォリオ
コムジェスト日本株式ファンド (適格機関投資家限定)	コムジェスト日本株式ファンド

<ファンド・オブ・ファンズについて>

ファンドは複数の投資信託(ファンド)への投資を通じて、実質的に国内外の株式等に投資を行うファンド・オブ・ファンズです。



各ファンドが主要投資対象とする各投資信託証券の運用の方針等については、「第二部 ファンド情報 第1ファンドの状況 2 投資方針 (1)投資方針(参考)指定投資信託証券について」をご参照ください。

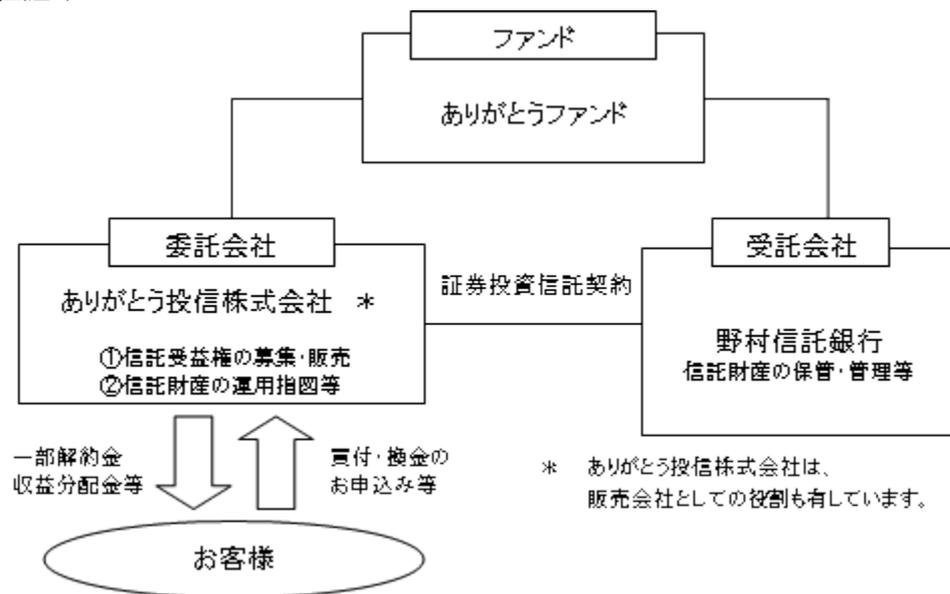
受益証券の信託金限度額は、5,000億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

(2)【ファンドの沿革】

平成16年9月1日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
平成19年1月4日 投資信託振替制度へ移行

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



< 事業内容 >

a. 委託会社

ファンドの設定、信託財産の運用指図、目論見書及び運用報告書の作成等を行います。

b. 受託会社

信託財産の保管・管理業務などを行い、分配金、解約金及び償還金の委託会社への交付、また信託財産に関する報告書を作成し委託会社へ交付を行います。

c. 販売会社

受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資、償還金の支払い等を行います。

* 委託会社及び受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。なお、委託会社自らの募集・販売にかかる受益権については、販売会社への配分に相当する金額を委託会社が収受します。

< 委託会社が関係法人と締結している契約等の概況 >

・受託会社(証券投資信託契約)

ファンドの根幹となる運用方針、信託報酬の総額、手数料等、ファンドの設定・維持のために必要な事項を信託約款で規定しています。

・販売会社

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に係わる業務の内容、一部解約に関する事務の内容、及びこれらに関する手続き等について規定しています。

委託会社の概況

委託会社名: ありがとう投信株式会社

住 所 : 東京都台東区上野三丁目19番4号

a. 資本金の額(平成28年10月末日現在)

資本金	265百万円
発行する株式の総数	40,000株
発行済株式の総数	26,500株

b. 会社の沿革

平成16年3月9日	: 「ありがとう投信株式会社」設立(資本金 10,000万円)
平成16年3月31日	: 増資5,000万円(資本金 15,000万円)
平成16年7月20日	: 「投資信託委託業」(第32号)認可
平成19年4月2日	: 増資3,000万円(資本金 18,000万円)
平成19年9月30日	: 金融商品取引業の登録(関東財務局長(金商)第304号)
平成20年9月30日	: 増資2,000万円(資本金 20,000万円)
平成21年3月30日	: 増資2,500万円(資本金 22,500万円)
平成22年3月9日	: 増資4,000万円(資本金 26,500万円)

c. 大株主の状況(平成28年10月末日現在)

発行済株式の総数(a) 及び資本金	26,500株 265,000千円		
氏名、商号または名称	住所	保有株式数(b)	比率 (b/a)
石塚 久美雄	北海道 札幌市	17,800株	67.17%
村山 甲三郎	東京都 世田谷区	5,300株	20.00%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

A. 基本方針

当ファンドは、投資家の方々の長期的な資産形成のお手伝いをさせていただくことを目的とし、複数のファンドに分散投資することを基本とします。

B. 投資態度

運用にあたっては、景気変動のサイクルに沿った、アセットアロケーションの切り替えを大前提とします。厳しい基準に基づいて選択されたファンドを活用し、景気サイクルのダイナミズムを先取りする形で、資産配分を行っていきます。運用成果については、特定のベンチマークを設けることはしません。短期的な市場変動に惑わされることなく、長期的な資産の成長を目指して運用を行います。

C. 運用の特色

1. 長期投資 ～長期でじっくり投資～

長期的な資産の成長を目指し運用を行います。

2. 国際分散投資 ～幅広い世界への分散投資～

国際分散投資ファンドとして今後成長が見込まれる国・地域の成長性を享受すること、同時に幅広く世界へ分散投資することによる分散効果も目指して、アセットアロケーションを決定もしくは見直します。

3. 厳選投資 ～選び抜かれたファンド～

ファンド・オブ・ファンズの対象ファンド選択に当たっては、定量的、定性的に検証し、継続的な運用体制、一貫性のある運用プロセスを重要な判断基準として、長期的に資産形成をするにふさわしいファンドを厳選します。

(参考)指定投資信託証券の概要

下記の概要は、平成28年11月末日現在で委託会社が知りうる情報を基に作成しております。今後、指定投資信託証券の各委託会社（運用会社）の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

各投資信託証券の詳細につきましては、後述の「(参考)指定投資信託証券について」をご参照ください。

[1] TMA長期投資ファンド 適格機関投資家限定

投資信託協会分類	追加型投信 / 内外 / 資産複合
委託会社	東京海上アセットマネジメント株式会社
ファンドの特徴	『エネルギー』、『食』、『わくわく生活』をテーマに、生活者の視点から長期的に必要なとされるビジネスを展開する国内外の企業への長期投資。市況に応じて内外の債券等を一定割合組み込むこともある自在流。
ベンチマーク	なし

[2] ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドSA (適格機関投資家限定)

投資信託協会分類	追加型投信 / 海外 / 株式
委託会社	コムジェスト・アセットマネジメント株式会社
ファンドの特徴	主としてヨーロッパを対象とし、利益成長が安定的に持続することが期待できる企業を厳選して集中投資。徹底したボトムアップ・アプローチで、継続性のある収益が高い割合を占めている企業の株式に投資。
ベンチマーク	なし

[3] ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファンドSA (適格機関投資家限定)

投資信託協会分類	追加型投信 / 海外 / 株式
委託会社	コムジェスト・アセットマネジメント株式会社
ファンドの特徴	徹底したボトムアップ・アプローチにより新興国の株式に集中投資。国によって異なる経済の成熟度合いにより、これから成長しそうな産業を見極める。その中で成長力ある企業でも魅力的な価格を待って投資。
ベンチマーク	なし

[4] キャピタル・グループ・エマージング・マーケット・トータル・オポチュニティーズ クラスZ (ルクセンブルグ籍円建外国投資法人)

投資信託協会分類	私募のため指定されていません。
委託会社	キャピタルリサーチ アンド マネジメント カンパニー
ファンドの特徴	経験豊富なアナリストが世界各地から情報収集を行い、新興国の株式・債券に幅広く投資することにより、リスクを抑えながら、新興国株式と同等のリターンを目指す。
ベンチマーク	なし

[5] キャピタル・グループ・インベストメント・カンパニー・オブ・アメリカ クラスZ (ルクセンブルグ籍円建外国投資法人)

投資信託協会分類	私募のため指定されていません。
委託会社	キャピタルリサーチ アンド マネジメント カンパニー

ファンドの特徴	アメリカにおいて超長期の運用実績を持つキャピタルグループの代表的なファンドと同様の運用を行う。複数のマネージャーによるチーム運用も特徴の一つ。
ベンチマーク	S&P500

[6] アライアンス・バーンスタインSICAV

-エマージング・マーケット・エクイティ・ポートフォリオ クラスI株式

(ルクセンブルグ籍オープン・エンド型外国投資法人(米ドル建))

投資信託協会分類	私募のため指定されていません。
委託会社	アライアンス・バーンスタイン
ファンドの特徴	エマージング市場(含むフロンティア市場)の企業が発行する株式等に投資することにより、元本の長期的な成長を目指します。クオリティ、安定性、株価水準の各特性にわたりバランスの取れたエクスポージャーを確保し、ベンチマーク追従を意識せず、資産価値減少リスクの抑制を重視します。
ベンチマーク	MSCI Emerging Markets Index

[7] アライアンス・バーンスタインSICAV I

-エマージング・マーケット・マルチアセット・ポートフォリオ クラスI株式

(ルクセンブルグ籍オープン・エンド型外国投資法人(米ドル建))

投資信託協会分類	私募のため指定されていません。
委託会社	アライアンス・バーンスタイン
ファンドの特徴	エマージング市場の株式、債券、通貨等への投資を通じて、ボラティリティを抑制しつつ、トータルリターンを最大化を目指します。エマージング市場における収益獲得機会を効率的に得るために資産クラスを制約せず、新興国市場の全ての資産クラスおよび国にわたる投資機会を網羅します。
ベンチマーク	MSCI Emerging Markets Index

[8] アライアンス・バーンスタイン

-アメリカン・グロース・ポートフォリオ クラスI受益証券

(ルクセンブルグ籍オープン・エンド型契約型外国投資信託(米ドル建))

投資信託協会分類	私募のため指定されていません。
委託会社	アライアンス・バーンスタイン
ファンドの特徴	主として成長の可能性が高いと判断される米国の発行体が発行する株式への投資を通じて、元本の長期的な成長を目指します。
ベンチマーク	Russell 1000 Growth Index

[9] コムジェスト日本株式ファンド(適格機関投資家限定)

投資信託協会分類	追加型投信 / 国内 / 株式
委託会社	コムジェスト・アセットマネジメント株式会社
ファンドの特徴	主として日本の株式市場に上場する企業が発行する株式等を中心に投資を行います。 徹底したファンダメンタル分析に基づいて、高い利益成長が期待される企業を中心に個別銘柄を選定し、集中的に投資することで信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
ベンチマーク	なし

(参考)指定投資信託証券について

以下はファンドが投資を行う投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)の投資方針、関係法人、信託報酬等について、平成28年11月末日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです。今後、指定投資信託証券の各委託会社(運用会社)の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

また、ここに記載した指定投資信託証券は平成28年11月末日現在のものであり、今後、繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

指定投資信託証券の名称について、「(適格機関投資家限定)・(ルクセンブルグ籍円建外国投資法人)・(ルクセンブルグ籍オープン・エンド型外国投資法人(米ドル建))・(ルクセンブルグ籍オープン・エンド型契約型外国投資信託(米ドル建))」の部分省略して記載する場合があります。

指定投資信託証券の一部の受託会社について、信託事務処理の一部を他の信託銀行に再信託する場合があります。

種類・項目	TMA長期投資ファンド 適格機関投資家限定
運用の基本方針	
基本方針	当ファンドは、投資信託財産の長期的な成長を目指して、運用を行います。
主な投資対象	主として「東京海上長期投資マザーファンド」受益証券に投資を行います。 (参考)マザーファンドの主な投資対象:国内外の株式および国内外の債券
運用方針	<p>< 運用の基本方針 > この投資信託は、主として「東京海上長期投資マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。</p> <p>< 主要投資対象 > 主としてマザーファンド受益証券に投資し、高位の組入比率を維持します。なお、このほか株式等に直接投資することがあります。</p> <p>< 投資態度 > 国内外の株式および国内外の債券を主要投資対象として運用するマザーファンド受益証券に投資します。 当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。従って、実質的な運用はマザーファンドで行うこととなります。 実質組入外貨建資産に対しては、原則として為替ヘッジを行いません。 資金動向、市況動向等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。</p>
主な投資制限	株式への実質投資割合には、制限を設けません。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
収益分配方針	無分配
ファンドにかかる費用	
信託報酬	純資産総額に対し年率0.475%(税抜)
販売手数料	なし
信託財産留保金	解約時の基準価額の0.3%
その他費用	監査報酬(純資産総額に対し、税抜年0.010%(上限30万円)、有価証券売買時の売買委託手数料、信託事務等に要する諸費用等をファンドの信託財産を通じて間接的にご負担いただきます。
その他	
委託会社	東京海上アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第361号
受託会社	三井住友信託銀行株式会社(日本トラスティ・サービス信託銀行に再信託) 登録金融機関 関東財務局長(登金)第649号
信託期間	無期限
決算日	毎年5月15日(休業日の場合は翌営業日)

種類・項目	ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドS A (適格機関投資家限定)
運用の基本方針	
投資対象	ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ マザーファンド(以下「親投資信託」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。
運用方針	<p>コムジェスト・エス・エー社に外貨建資産の運用指図権限を委託しているマザーファンド受益証券への投資を通して、主としてヨーロッパ諸国の株式に投資し、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。</p> <p>親投資信託の受益証券への組入比率は、原則として高位を維持することを基本としますが、相場環境によっては親投資信託の組入比率の調整を行います。</p> <p>実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>信託財産が運用対象とする有価証券または信託財産に属する資産の価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、および信託財産に属する資産の効率的な運用に資するための有価証券先物取引等を行いません。</p> <p>有価証券の貸付は行いません。</p>
投資制限	<p>株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>投資信託証券(親投資信託の受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>新株引受権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債への実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>外国為替予約取引は約款第25条 の範囲で行います。</p> <p>約款第25条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産(親投資信託の信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。</p> <p>前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。</p>
収益分配方針	<p>毎決算時(原則として12月25日。ただし、同日が休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。</p> <p>分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。</p> <p>収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。</p> <p>留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。</p>
ファンドにかかる費用	
信託報酬	純資産総額に対し年率1.00%(税抜)
販売手数料	なし
信託財産留保金	なし
その他費用	<p>信託財産に関する以下の費用及びそれに付随する消費税など相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支弁されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料等 ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用(信託財産の規模などを考慮し、かかる費用の一部を委託者の負担とすることができます。) ・借入金の利息及び立替金の利息等
その他	
委託会社	コムジェスト・アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1696号
受託会社	野村信託銀行株式会社 登録金融機関: 関東財務局長(登金)第29号
信託期間	無期限
決算日	毎年12月25日(休業日の場合は翌営業日)

種類・項目	ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファンドSA (適格機関投資家限定)
運用の基本方針	
投資対象	ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット マザーファンド(以下「親投資信託」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。
運用方針	<p>コムジェスト・エス・エー社に外貨建資産の運用指図権限を委託しているマザーファンド受益証券への投資を通して、主として新興諸国の株式に投資し、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。</p> <p>親投資信託の受益証券への組入比率は、原則として高位を維持することを基本としますが、相場環境によっては親投資信託の組入比率の調整を行います。</p> <p>実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>信託財産が運用対象とする有価証券または信託財産に属する資産の価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、および信託財産に属する資産の効率的な運用に資するための有価証券先物取引等は行いません。</p> <p>有価証券の貸付は行いません。</p>
投資制限	<p>株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>投資信託証券(親投資信託の受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>新株引受権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債への実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>外国為替予約取引は約款第25条 の範囲で行います。</p> <p>約款第25条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産(親投資信託の信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。</p> <p>前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。</p>
収益分配方針	<p>毎決算時(原則として12月25日。ただし、同日が休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。</p> <p>分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。</p> <p>収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。</p> <p>留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。</p>
ファンドにかかる費用	
信託報酬	純資産総額に対し年率1.00%(税抜)
販売手数料	なし
信託財産留保金	なし
その他費用	<p>信託財産に関する以下の費用及びそれに付随する消費税など相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支弁されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料等 ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用(信託財産の規模などを考慮し、かかる費用の一部を委託者の負担とすることができます。) ・借入金の利息及び立替金の利息等
その他	

委託会社	コムジェスト・アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1696号
受託会社	野村信託銀行株式会社 登録金融機関: 関東財務局長(登金)第29号
信託期間	無期限
決算日	毎年12月25日(休業日の場合は翌営業日)

種類・項目	キャピタル・グループ・エマージング・マーケット・トータル・オポチュニティーズ クラスZ (ルクセンブルグ籍円建外国投資法人)
運用の基本方針	
形態	外国投資法人 / ルクセンブルグ籍 / 円建て
投資態度	資産保全を意図しつつ、新興国市場の潜在的な成長性を捉えることによって中長期のファンド成長を目指すことを目的とします。 新興国株式、新興国に事業基盤を置く先進国株式、および新興国債券に幅広く投資することにより、リスクを抑制しながら、新興国株式と同等のリターンを実現することを目指します。 グローバルに配置したキャピタル・グループの調査チームを活用して情報収集を行い、投資対象は会社訪問を含む詳細な調査を経て、ボトムアップで選択します。 また、複数のポートフォリオ・マネジャーによるチーム運用によりポートフォリオの多様性を確保しており、リターンの変動を穏やかにすることも企図しています。 更に、当ファンド専任の計量分析チームが、詳細なリスクの管理を行い、収益変動率の抑制に寄与します。 *市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
投資対象	エマージング市場の株式、債券等を主な投資対象とします。 *先進国に分類される発行体であっても、その資産もしくは収益等においてエマージング市場に高い比重をおいている場合、投資対象に含まれます。
主な投資制限	・純資産総額の範囲内において有価証券への投資に制限を設けません。 ・同一発行体の発行する証券への投資は原則として取得時においてファンドの純資産額の10%を上限とします。ただし国債や政府保証債、短期金融商品等については除外します。
収益分配方針	原則無し
ファンドにかかる費用	
信託報酬	純資産総額に対して年0.875%
販売手数料	なし
信託財産留保金	なし
その他費用	・ファンド・アドミニストレーション・フィー 最大0.15% ・カストディー・フィー 最大0.08% ・組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用、信託事務の処理に要する費用、信託財産に関する租税、監査費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息、法律顧問費用など。
その他	
委託会社	キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー
受託会社	ジェー・ピー・モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ
信託期間	無期限
決算日	原則として毎年3月末日

種類・項目	キャピタル・グループ・インベストメント・カンパニー・オブ・アメリカ (ルクセンブルグ籍円建外国投資法人)
運用の基本方針	

形態	外国投資法人 / ルクセンブルグ籍 / 円建て
投資態度	主に米国の企業の発行する証券への投資を通じて長期的な資本の増加及び配当を目的として投資されます。 徹底した企業調査に基づいて企業の本質的価値に注目したアクティブ運用を行い、長期的に市場を上回るパフォーマンスを目指します。 また、複数のマネージャーによるチーム運用によりポートフォリオの多様性を確保しており、リターンの変動を穏やかにすることも狙っています。
投資対象	ファンドのポートフォリオは、主として、以下の譲渡性証券およびマネーマーケット商品に投資されます。 適格国(米国、MSCIワールドインデックスを構成する国、ルクセンブルグ、エマージング国)の証券取引所に上場しているもの。 その他規制のある市場で取引されているもの。 発行後1年以内に上記いずれかの要件を満たすもの。 ファンドは、法律、規制および事務的慣行によって定められた条件下において、効率的にポートフォリオを運用するために、もしくは最適な通貨配分の達成を図るために、ルクセンブルグ法または金融監督委員会(CSSF)通達で認められた金融派生商品を利用する場合があります。
主な投資制限	・貴金属、コモディティ、不動産への投資、証券の信用買い付けは行いません。 ・ポートフォリオの5%を制限として普通債へ投資することができます。 ・ポートフォリオの15%を制限として米国に本拠を置かない発行体の証券へ投資することができます。
収益分配方針	原則無し
ファンドにかかる費用	
信託報酬	純資産総額に対して年0.65% (2018年6月30日まで)、年 0.75% (2018年7月1日以降)
販売手数料	なし
信託財産留保金	なし
その他費用	・ファンド・アドミニストレーション・フィー 最大0.15% ・カストディー・フィー 最大0.05% ・組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用、信託事務の処理に要する費用、信託財産に関する租税、監査費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息、法律顧問費用など。
その他	
委託会社	キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー
受託会社	ジェー・ピー・モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ
信託期間	無期限
決算日	原則として毎年12月末日

種類・項目	アライアンス・バーンスタインSICAV -エマージング・マーケット・エクイティ・ポートフォリオ クラスI株式 (ルクセンブルグ籍オープン・エンド型外国投資法人(米ドル建))
運用の基本方針	
形態	外国投資法人 / ルクセンブルグ籍 / 米ドル建て

投資態度	ポートフォリオは、エマージング市場(含むフロンティア市場)の企業が発行する株式等に投資することにより、元本の長期的な成長を目指します。
投資対象	エマージング市場およびフロンティア市場の企業が発行する普通株式(含むADR,GDR)、優先株式、REIT、金融デリバティブ商品等を主要投資対象とします。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・取引市場のない証券への投資は、ファンドの純資産の10%を上限とします。 ・一時的な防衛策として、または買戻しに備えてファンドは現金、現金等価物またはマネーマーケット商品を含む短期証券を保有できます。 ・一時的措置による銀行からの借り入れを除き、金銭の借り入れは行いません。また借入額の総額は、ファンドの純資産総額の10%を上限とします。
収益分配方針	取締役会は現在、ファンド株式に関して配当金の支払いを行わない方針です。
ファンドにかかる費用	
管理報酬 (運用報酬を含む)	ファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.85%
購入手数料	なし
その他費用	<p>管理会社報酬:ファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.05%</p> <p>保管報酬、管理事務代行報酬および名義書換代行報酬の合計額は、年率最大1.00%</p> <p>ファンドの運営・管理・取引費用、ファンドの資産および収益に課される税金、監査報酬、弁護士報酬等</p>
その他	
管理会社	アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル
投資顧問会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
保管受託銀行/ 管理事務代行会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ)エス・シー・エイ
存続期間	無期限、ただし取締役会によりいつでも解散することができます。
決算日	毎年5月31日

種類・項目	アライアンス・バーンスタインSICAV I -エマージング・マーケット・マルチアセット・ポートフォリオ クラスI株式 (ルクセンブルグ籍オープン・エンド型外国投資法人(米ドル建))
運用の基本方針	

形態	外国投資法人 / ルクセンブルグ籍 / 米ドル建て
投資態度	<p>ポートフォリオは、エマージング市場の株式、債券、通貨等への投資を通じて、ボラティリティを抑制しつつ、トータルリターンを最大化を目指します。</p> <p>投資顧問会社の分析に基づき、各資産クラスへの投資配分比率は機動的に調整され、各資産クラスへの投資配分比率は固定されていません。</p>
投資対象	エマージング株式（含むDR、優先株式等）、エマージング債券（含むハイ・イールド債等）、エマージング通貨、金融デリバティブ商品等を主要投資対象とします。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・先進国企業の発行する株式への投資は、ファンドの純資産の30%を上限とします。 ・投資対象資産への資産配分には制約を設けないため、いずれかの資産への投資割合がファンドの純資産の50%を超える場合があります。 ・一時的措置による銀行からの借入れを除き、金銭の借入れは行いません。また借入額の総額は、ファンドの純資産総額の10%を上限とします。 ・取引市場のない証券への投資は、ファンドの純資産の10%を上限とします。
収益分配方針	取締役会は現在、ファンド株式に関して配当金の支払いを行わない方針です。
ファンドにかかる費用	
管理報酬 (運用報酬を含む)	ファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.80%
購入手数料	なし
その他費用	<p>管理会社報酬: ファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.05%</p> <p>保管報酬、管理事務代行報酬および名義書換代行報酬の合計額は、年率最大1.00%</p> <p>ファンドの運営・管理・取引費用、ファンドの資産および収益に課される税金、監査報酬、弁護士報酬等</p>
その他	
管理会社	アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル
投資顧問会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
保管受託銀行 / 管理事務代行会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ)エス・シー・エイ
存続期間	無期限、ただし取締役会によりいつでも解散することができます。
決算日	毎年5月31日

種類・項目	アライアンス・バーンスタイン・アメリカン・グロース・ポートフォリオ クラスI受益証券 (ルクセンブルグ籍オープン・エンド型契約型外国投資信託(米ドル建))
運用の基本方針	
形態	外国投資信託 / ルクセンブルグ籍 / 米ドル建て
投資態度	主として米国の発行体が発行する株式への投資を通じて、元本の長期的な成長を目指します。 原則として、ファンドの純資産の80%以上を米国に登記上の事務所を有する企業または経済活動の主要部分を米国で営んでいる企業が発行する株式に投資します。 通常の市況においては、約40-60社がファンドに組み入れられ、これらの企業のうち最も高く評価された25社でファンドの純資産の約70%を構成します。
投資対象	投資顧問会社が優れた収益成長を達成する可能性があると判断する米国の優良大企業の株式および株式関連証券(普通株式、普通株式に移転可能な有価証券ならびに普通株式を引き受けまたは購入する権利およびワラント)(以下、「株式」と言います。)を主要投資対象とします。
主な投資制限	・非米国企業の発行する株式(含むADR)への投資は、ファンドの純資産の15%を上限とします。 ・取引市場のない証券への投資は、ファンドの純資産の10%を上限とします。 ・一時的な防衛策として、または買戻しに備えてファンドは現金、現金等価物またはマネーマーケット商品を含む短期証券を保有できます。 ・一時的措置による銀行からの借り入れを除き、金銭の借り入れは行いません。また借入額の総額は、ファンドの純資産総額の10%を上限とします。
収益分配方針	現在、管理会社は分配を行わない方針です。
ファンドにかかる費用	
管理報酬 (運用報酬を含む)	ファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.70%
購入手数料	なし
その他費用	管理会社報酬:ファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.10% 保管報酬、管理事務代行報酬および名義書換代行報酬の合計額は、年率最大1.0% ファンドの運営・管理・取引費用、ファンドの資産および収益に課される税金、監査報酬、弁護士報酬等
その他	
管理会社	アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル
投資顧問会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
保管受託銀行/ 管理事務代行会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ)エス・シー・エイ
存続期間	無期限、ただし管理会社によりいつでも解散することができます。

決算日	毎年8月31日
-----	---------

種類・項目	コムジエスト日本株式ファンド(適格機関投資家限定)
運用の基本方針	
投資対象	コムジエスト日本株式マザーファンド(以下「親投資信託」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。
運用方針	<p>主として親投資信託の受益証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。</p> <p>親投資信託の受益証券への組入比率は、原則として高位を維持することを基本としますが、相場環境によっては親投資信託の組入比率の調整を行います。</p> <p>株式以外に、新株引受権証券、新株予約権証券に投資する場合があります。</p> <p>有価証券先物取引等はありません。</p> <p>株式以外の資産(他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。)への投資は、原則として、信託財産の50%以下とします。</p> <p>有価証券の貸付は行ないません。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</p> <p>資金動向、投資対象である日本国の非常事態(金融危機、デフォルト、政治体制の変更等)などによる市況動向等、償還の準備に入った場合、信託財産の規模、あるいはやむを得ない事情が発生した場合は、上記の運用が行われないうちがあります。</p>
投資制限	<p>株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。</p> <p>投資信託証券(親投資信託の受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>外貨建資産への投資は行いません。</p>
収益分配方針	<p>毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。</p> <p>分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。</p> <p>収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。</p> <p>留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。</p>
ファンドにかかる費用	
信託報酬	純資産総額(25億円以下の部分)に対し年率0.778%(税抜) 純資産総額(25億円超の部分)に対し年率0.678%(税抜)
販売手数料	なし
信託財産留保金	なし
その他費用	<p>信託財産に関する以下の費用及びそれに付随する消費税など相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支弁されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料等 ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用(信託財産の規模などを考慮し、かかる費用の一部を委託者の負担とすることができます。) ・借入金の利息及び立替金の利息等
その他	
委託会社	コムジエスト・アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1696号
受託会社	野村信託銀行株式会社 登録金融機関: 関東財務局長(登金)第29号
信託期間	無期限
決算日	毎年12月25日(休業日の場合は翌営業日)

(参考)指定投資信託証券の委託会社について

以下はファンドが投資を行う指定投資信託証券の委託会社の沿革について、平成28年10月末日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです。

〔東京海上アセットマネジメント株式会社〕

昭和60年(1985年)12月 東京海上エム・シー投資顧問株式会社を設立
 昭和62年(1987年)02月 投資助言業者として登録
 昭和62年(1987年)06月 投資一任業務認可取得
 平成10年(1998年)05月 東京海上アセットマネジメント投信株式会社に社名変更、
 投信業務免許取得
 平成19年(2007年)09月 金融商品取引業の登録
 平成26年(2014年)04月 東京海上アセットマネジメント株式会社に社名変更

〔コムジェスト・アセットマネジメント株式会社〕

平成19年(2007年)03月 日本コムジェスト株式会社設立
 平成19年(2007年)12月 金融商品取引業の登録
 平成28年(2016年)08月 コムジェスト・アセットマネジメント株式会社に社名変更

〔キャピタルリサーチ アンド マネジメントカンパニー〕

1931年に創業し、世界的な資産運用ビジネスを展開するキャピタル・グループ・カンパニーのひとつで米ロスアンジェルスに本拠地を置いている投資顧問会社です。

〔AB〕

AB(アライアンス・バーンスタイン)はニューヨークに本社を置く世界有数の資産運用会社です。1967年に資産運用業務を開始し、現在、世界の機関投資家、富裕層、個人投資家に質の高い運用サービスを提供しています。運用サービスには、株式、債券、マルチアセット、オルタナティブ等があり、それぞれのサービスに特化したチームが調査・運用を行います。

(2)【投資対象】

主として国内外の株式等を投資対象とする投資信託証券を投資対象とします。当ファンドは、以下に示す投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます)を主要投資対象とします。

指定投資信託証券

- ・TMA長期投資ファンド 適格機関投資家限定
- ・ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドS A(適格機関投資家限定)
- ・ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファンドS A(適格機関投資家限定)
- ・キャピタル・グループ・エマージング・マーケット・トータル・オポチュニティーズ クラスZ(ルクセンブルグ籍円建外国投資法人)
- ・キャピタル・グループ・インベストメント・カンパニー・オブ・アメリカ クラスZ(ルクセンブルグ籍円建外国投資法人)
- ・アライアンス・バーンスタインSICAV I-エマージング・マーケット・エクイティ・ポートフォリオ クラスI株式(ルクセンブルグ籍オープン・エンド型外国投資法人(米ドル建))
- ・アライアンス・バーンスタインSICAV I-エマージング・マーケット・マルチアセット・ポートフォリオ クラスI株式(ルクセンブルグ籍オープン・エンド型外国投資法人(米ドル建))

- ・アライアンス・バーンスタイン・アメリカン・グロース・ポートフォリオ クラスI受益証券(ルクセンブルグ籍
オープン・エンド型契約型外国投資信託(米ドル建))
- ・コムジェスト日本株式ファンド(適格機関投資家限定)

* 上記は平成28年11月末日現在の指定投資信託証券の一覧です。今後、上記指定投資信託証券の一部が、名称変更となる場合、または繰り上げ償還により除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに追加となる場合等があります。

* 指定投資信託証券の中には、直接市場に投資するものも、ファミリーファンド方式でマザーファンドを通じて投資するものもあります。

* なお デリバティブの直接利用は行いません。

投資の対象とする資産の種類(約款第13条)

- a. 有価証券
- b. 金銭債権
- c. 約束手形
- d. 為替手形

投資対象とする有価証券(約款第14条)

1. 別に定める証券投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。以下「投資信託証券」といいます。)または、外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
2. コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
3. 外国又は外国法人の発行する証券又は証書で、前号の性質を有するもの
4. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び社債券(新株予約権証券と社債券とが一体となった新株予約権付社債券の新株予約権証券及び短期社債等を除きます。)なお、第4号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。)

投資対象とする金融商品

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(3)【運用体制】

運用会議

週1回会議を開催。投資環境全般の見直し、投資銘柄の策定
1週間の運用方針等策定
投信企画運用部及びコンプライアンス部で構成。

運用会議等の運用策定資料に基づき

<p>投資政策委員会</p> <p>毎月1回会議を開催、基本的な運用方針等を審議決定します。 代表取締役を議長とし、投信企画運用部長、投信委託業務部長、カスタマーサービス部長、コンプライアンス部長、主要運用担当者で構成。 投資政策委員会議事録を作成。</p>

<p>投信企画運用部</p> <p>投資政策委員会の決定した運用方針ならびにアセット・アロケーションにしたがってポートフォリオ運用実行</p>

運用成果・実績等の確認

<p>投資政策委員会</p> <p>運用成果、運用プロセス等リスクの分析管理 弊社投信の運用内容と成果を定期的に役員会に報告 (原則月1回、定例取締役会)</p>
<p>コンプライアンス部</p> <p>当ファンドの運用の基本方針等の遵守状況のモニタリング</p>

* 運用体制は平成28年10月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

* 当社では、信託財産の適正な運用及び受益者との利害相反となる取引の防止を目的として、社内諸規則を設けております。

(4)【分配方針】

収益分配方針

当ファンドは、毎決算時(毎年8月31日の年1回。休業日にあたる場合には、その翌営業日。)に原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

a. 分配対象額の範囲

繰越分を含めた利子・配当収入及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

b. 分配対象額についての分配方針

委託会社が、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します(分配を行わないこともあります。)

c. 留保益の運用方針

収益分配に充てなかった利益の運用については、特に制限を設けません。委託会社の判断に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

当ファンドは分配金再投資専用です。収益分配金は所得税及び地方税を控除した金額を、ファンドの受益権の取得申込金として、各受益者(販売会社を含みます。)毎に当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとします。

* 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受

益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払われ、税引き後再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

- ・投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ・信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、原則として信託財産の純資産総額の100分の50以上となる投資の指図をしません。また、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の100分の10以内とします。
- ・外貨建資産への投資には制限を設けません。
- ・株式への直接投資は行いません。
- ・デリバティブの直接利用は行いません。
- ・一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

当ファンドは、株式などに投資する投資信託証券に投資しますので、ファンドの基準価額は、株式の価格変動等の影響により変動し、下落する場合があります。したがって、投資家の皆様の投資元金が保証されているものではありません。

投資対象とする投資信託の主なリスクは以下の通りです。

a.価格変動リスク

一般に株式の価格は、国内及び国外の経済・政治情勢等の影響を受け変動します。また、公社債は、金利変動により債券価格が変動するリスクがあります。一般に金利低下時には債券価格が上昇し、逆に金利上昇時には債券価格が下落する傾向があります。ただし、その価格変動は、残存期間・発行条件等によりばらつきがあります。

b.流動性リスク

市場規模や取引量が少ない場合、組み入れ銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。

c.ビジネスリスク

一般に、投資した企業の経営等に重大な危険が生じた場合やそれらに関する当該企業に対する外部評価の変化等により、当該企業の株価が下落し、損失を被るリスクがあります。

d.為替変動リスク及びカントリーリスク

外貨建て資産を保有する場合は、当該通貨と、円との為替変動の影響を受け損失を生ずる事があり得ます。また、当該国・地域の政治・経済及び社会情勢等の変化により市場に大きな混乱が生じた場合、重大な損失が生ずるリスクがあります。

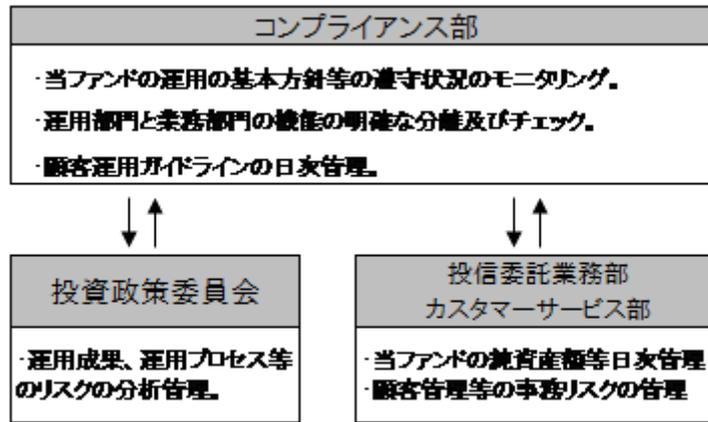
e.ファンド資産の流失によるリスク

多額の解約が一時にあった場合には、資金を手当てするために保有資産を大量に売却しなければならないこともあります。その際に当該売却の注文が市場価格に影響を与えること等により損失を被るリスクがあります。

* ファンドが投資対象とする投資信託は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

リスク管理体制

弊社におけるリスク管理体制は以下の通りです。



* リスク管理体制は、平成28年10月末日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

参考情報

ありがとうファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※2011年11月～2016年10月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ありがとうファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
(すべての資産クラスがありがとうファンドの投資対象とは限りません。)

ありがとうファンドの年間騰落率および基準価額の推移



※設定来「無分配」のため、「分配金再投資基準価額」は「基準価額」と同じです。
※騰落率は、各月末における直近1年間について、月次ベースで表示したものです。

各資産クラスの指数

日本株	TOPIX配当込指数
先進国株	MSCI Kokusai (World ex Japan) Index
新興国株	MSCI EM (Emerging Markets) Index
日本国債	パークレイズ・グローバル国債:日本インデックス
先進国債	パークレイズ・グローバル国債:G7インデックス(ヘッジなし円ベース)
新興国債	パークレイズ新興市場自国通貨建て国債インデックス(ヘッジなし円ベース)

(注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

※上記指数はファクトセットより取得しています。

※代表的な資産クラスの騰落率はファクトセットのデータベースをもとに、ありがとう投信株式会社が計算しています。

TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、東京証券取引所に帰属します。

MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

パークレイズ・グローバル国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、パークレイズに帰属します。

パークレイズ新興市場自国通貨建て国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、パークレイズに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

該当事項はありません。

(2)【換金(解約)手数料】

該当事項はありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.972% (税抜0.9%) を乗じて得た額とします。

設定元本部分が増加した際の信託報酬の総額、信託報酬にかかる委託会社、受託会社及び販売会社間の配分は次の通りとなります。

時期	項目	費用				
		純資産総額が	信託報酬の総額	委託会社	受託会社	販売会社
毎日	信託報酬の総額及び配分(純資産総額に対し)	250億円まで	年率0.972% (税抜0.9%)	年率0.648% (税抜0.60%)	年率0.108% (税抜0.10%)	年率0.2160% (税抜0.20%)
		250億円超 500億円まで	年率0.918% (税抜0.85%)	年率0.6264% (税抜0.58%)	年率0.0972% (税抜0.09%)	年率0.1944% (税抜0.18%)
		500億円超 750億円まで	年率0.864% (税抜0.80%)	年率0.6048% (税抜0.56%)	年率0.0864% (税抜0.08%)	年率0.1728% (税抜0.16%)
		750億円超 1000億円まで	年率0.81% (税抜0.75%)	年率0.5832% (税抜0.54%)	年率0.0756% (税抜0.07%)	年率0.1512% (税抜0.14%)
		1000億円超	年率0.756% (税抜0.70%)	年率0.5616% (税抜0.52%)	年率0.0648% (税抜0.06%)	年率0.1296% (税抜0.12%)

・信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月の終了日(当該日が休業日のときは翌営業日とします。)及び毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとします。

・信託報酬に対する消費税相当額等の費用を信託財産は負担します。

税額は平成28年10月末日現在のものであり、税法が改正された場合は、その内容が変更されることがあります。

この他にファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。

実質的な信託報酬は信託財産の純資産総額に対して概算で年1.7% ± 0.25%です。当ファンドは他のファンドを投資対象としており、投資対象ファンドにおける所定の信託報酬を含めてお客様が実質的に負担する信託報酬を算出しております。

(参考)ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬(平成28年11月末日現在。)

指定投資信託証券の名称	信託報酬(年率)
TMA長期投資ファンド 適格機関投資家限定	0.513% (税抜0.475%)
ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドSA (適格機関投資家限定)	1.08% (税抜1.00%)
ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファンドSA (適格機関投資家限定)	1.08% (税抜1.00%)
キャピタル・グループ・エマージング・マーケット・トータル・オポチュニ ティーズ クラスZ (ルクセンブルグ籍円建外国投資法人)	0.875%
キャピタル・グループ・インベストメント・カンパニー・オブ・アメリカ クラスZ (ルクセンブルグ籍円建外国投資法人)	0.65%

アライアンス・バーンスタインSICAV I-エマージング・マーケット・エクイティ・ポートフォリオ クラスI株式(ルクセンブルグ籍オープン・エンド型外国投資法人(米ドル建))	0.85%
アライアンス・バーンスタインSICAV I-エマージング・マーケット・マルチアセット・ポートフォリオ クラスI株式(ルクセンブルグ籍オープン・エンド型外国投資法人(米ドル建))	0.80%
アライアンス・バーンスタイン-アメリカン・グロース・ポートフォリオ クラスI受益証券(ルクセンブルグ籍オープン・エンド型契約型外国投資信託(米ドル建))	0.70%
コムジェスト日本株式ファンド(適格機関投資家限定)	純資産総額(25億円以下の部分)に対し年率0.778%(税抜) 純資産総額(25億円超の部分)に対し年率0.678%(税抜)

(4) [その他の手数料等]

信託財産で間接的に負担する(信託財産中から支弁される)費用、税金、ファンドに組入れる有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、及び売買委託手数料に対する消費税相当額等の費用は、信託財産が負担します。

その他

その他、信託事務の処理に要する諸費用、監査費用、受託会社の立替えた立替金の利息等は、信託財産から収受する信託報酬より委託会社が支弁します。

(5) [課税上の取扱い]

受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。なお、税法が改正された場合は、その内容が変更されることがあります。課税上の取扱いの詳細については税務署等にご確認下さい。

個人、法人別の課税の取扱いについて

< 個人の受益者に対する課税 >

収益分配金の課税

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、20.315%(所得税(復興特別所得税含む)15.315%及び地方税5%)の税率で源泉徴収され確定申告不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税を選択することができます。

解約時及び償還時の課税

譲渡益(解約価額及び償還価額から取得費(申込手数料及び申込手数料にかかる消費税等相当額等を含みます。)を控除した利益をいいます。)については、譲渡所得として20.315%(所得税(復興特別所得税含む)15.315%及び地方税5%)の税率が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉徴収選択口座を選択した場合には、原則として確定申告不要となります。

解約時及び償還時の損失については、収益分配金・上場株式等の譲渡益等との損益通算の仕組みがあります。また、特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。)の利子所得および譲渡益等との損益通算の仕組みがあります。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

< 法人の受益者に対する課税 >

- ・収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時及び償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税(復興特別所得税含む))の税率で源泉徴収されます。
- ・地方税の源泉徴収はありません。益金不算入制度は適用されません。

個別元本について

追加型株式投資信託について、受託会社毎の信託時の受益権の価額等(販売手数料及び当該販売手数料にかかる消費税等相当額は含みません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

受益者が元本払戻金(特別分配金)を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります(「元本払戻金(特別分配金)」については、下記の<収益分配金の課税について>をご参照下さい。)

<収益分配金の課税について>

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区別があります。受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

(ご参考) お客様に直接ご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用	税金
買付時	申込手数料		
換金時 (解約請求)	信託財産留保金		

時期	項目	費用	税金
分配時	所得税、復興特別所得税および地方税		普通分配金 × 20.315%
換金時 (解約請求)	所得税、復興特別所得税および地方税		換金時の差益に対して20.315%
償還時	所得税、復興特別所得税および地方税		償還時の差益に対して20.315%

個人投資家の場合の税率です。法人の投資家の場合は税率等が異なります。詳しくは前述の「法人の受益者に対する課税」をご覧ください。

平成49年12月31日までは、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

5【運用状況】

以下は平成28年10月末日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。（小数点第3位を四捨五入）

(1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	5,906,328,165	55.07
投資証券	ルクセンブルグ	2,918,456,431	27.21
コール・ローン等、その他の資産(負債控除後)		1,899,658,801	17.71
合計(純資産総額)		10,724,443,397	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 主要銘柄の明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価	簿価 金額	評価 単価	評価 金額	投資 比率
1	日本	投資信託 受益証券	TMA長期投資 ファンド	(口) 459,078,871	(円) 17,257.00	(円) 792,232,408	(円)17,515	(円) 804,076,642	(%) 7.50
2	ルクセンブルグ	投資 証券	キャピタル・グループ・ インベストメント・カンパニー・ オブ・アメリカ クラスZ	2,014,271	1,081.00	2,177,429,218	1,084	2,183,469,807	20.36
3	日本	投資信託 受益証券	社会貢献 ファンド	51,560,967	16,012.00	82,559,420	17,189	88,628,146	0.83
4	日本	投資信託 受益証券	ニッポンコムジェスト・ ヨーロッパ・ファンドSA	1,823,112,869	16,021.00	2,920,873,515	15,637	2,850,801,593	26.58
5	日本	投資信託 受益証券	ニッポンコムジェスト・ エマージングマーケット・ ファンドSA	1,555,874,962	13,206.00	2,054,757,952	13,901	216,821,784	20.17
6	ルクセンブルグ	投資 証券	キャピタル・グループ・EM・トー タル・オポチュニティーズ クラスZ	583,786.00	1,214.00	708,716,252	1,259	734,986,624	6.85

参考資料

組入ファンドの株式組入上位10銘柄（平成28年10月末日現在）

「社会貢献ファンド(適格機関投資家専用)」

ALAMCO社会貢献マザーファンドの株式組入上位10銘柄

	銘柄名	業種	構成比率
1	ブロンコポリー	小売業	6.50%
2	アークランドサービス	小売業	5.50%
3	良品計画	小売業	5.20%
4	ミルボン	化学	4.80%
5	太陽ホールディングス	化学	4.80%
6	三菱鉛筆	その他製品	4.10%
7	アルプス技研	サービス業	3.90%
8	ダイキン工業	機械	3.80%
9	オムロン	電気機器	3.80%
10	アネスト岩田	機械	3.50%

上記構成比率は、現物株式ポートフォリオに占める比率です。

「TMA長期投資ファンド 適格機関投資家限定」

	銘柄名	業種	構成比率
1	アサヒグループホールディングス	食品	5.48%
2	キーエンス	産業用エレクトロニクス	5.29%
3	トヨタ自動車	自動車	5.22%
4	ヤフー	メディア	5.19%
5	エア・ウォーター	基礎素材	4.65%
6	前田道路	建設・住宅・不動産	4.59%
7	NOVOZYMES A/S-B SHARES	素材	4.23%
8	ヤクルト本社	食品	4.21%
9	COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	ソフトウェア・サービス	4.18%
10	ミスミグループ本社	商社	4.12%

比率は、マザーファンドにおける純資産総額に占める割合です。

「ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドS A (適格機関投資家限定)」

	銘柄名	業種	構成比率
1	INDITEX	一般消費財・サービス	7.79%
2	AMADEUS IT HOLDINGS SA	情報技術	6.41%
3	ESSILOR INTERNATIONAL	ヘルスケア	5.60%
4	DASSAULT SYSTEMES SA	情報技術	5.39%
5	COLOPLAST-B	ヘルスケア	4.89%
6	SARTORIUS STEDIM BIOTECH	ヘルスケア	4.08%
7	WIRECARD AG	情報技術	4.10%
8	ROCHE HOLDING AG-GENUSSSCHEIN	ヘルスケア	3.69%
9	GEBERIT AG-REG	資本財・サービス	3.46%
10	L'OREAL	生活必需品	3.47%

比率は、マザーファンドにおける純資産総額に占める割合です。

「ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファンドS A (適格機関投資家限定)」

	銘柄名	業種	構成比率
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	情報技術	6.26%
2	NETEASE INC ADR	情報技術	5.59%
3	CHINA LIFE INSURANCE CO-H	金融	4.30%
4	POWER GRID CORP OF INDIA LTD	公益事業	3.92%
5	INFOSYS LTD-SP ADR	情報技術	3.67%
6	CHINA MOBILE LTD	電気通信サービス	3.39%
7	FOMENTO ECONOMICO MEXICANO	生活必需品	3.32%
8	SAMSUNG LIFE INSURANCE CO	金融	3.04%
9	MTN GROUP LTD	電気通信サービス	2.83%
10	SANLAM LTD	金融	2.79%

比率は、マザーファンドにおける純資産総額に占める割合です。

「キャピタル・グループ・インベストメント・カンパニー・オブ・アメリカ クラスZ(ルクセンブルグ籍円建外国投資法人)」

	銘柄名	業種	構成比率
1	Abbvie	ヘルスケア	3.6%
2	Amgen	ヘルスケア	3.1%
3	Philip Morris International	生活必需品	2.6%
4	Verizon Communications	通信サービス	2.4%
5	Texas Instruments	情報技術	2.2%
6	Oracle	情報技術	2.1%
7	Amazon	一般消費財	2.1%

8	Altria	生活必需品	1.8%
9	Union Pacific	一般産業	1.6%
10	American International Group	金融	1.6%

「キャピタル・グループ・EM・トータル・オポチュニティーズ クラスZ(ルクセンブルグ籍円建外国投資法人)」

	銘柄名	種類	構成比率
1	Argentina Government	アルゼンチン国債	5.8%
2	Brazil Government	ブラジル国債	5.8%
3	Mexico Government	メキシコ国債	5.7%
4	India Government	インド国債	5.0%
5	Russia Government	ロシア国債	2.7%
6	TSMC	台湾株式	2.3%
7	Indonesia Government	インドネシア国債	2.0%
8	Republic of South Africa Government Bond	南アフリカ共和国国債	1.8%
9	Pemex	メキシコ社債	1.8%
10	Colombia Government	コロンビア国債	1.7%

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

種類	業種	投資比率 (%)
投資信託受益証券		55.07
投資証券		27.21
合計		82.29

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成28年10月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (平成16年9月1日)	161,533,737	-	1.0000	-
第1期 (平成17年8月31日)	813,453,652	-	1.0705	-
第2期 (平成18年8月31日)	3,255,488,912	-	1.2526	-

第3期 (平成19年8月31日)	6,857,065,724	-	1.2681	-
第4期 (平成20年9月1日)	6,847,698,905	-	1.0075	-
第5期 (平成21年8月31日)	7,075,133,780	-	0.8878	-
第6期 (平成22年8月31日)	6,850,562,504	-	0.8014	-
第7期 (平成23年8月31日)	7,105,766,275	-	0.7940	-
第8期 (平成24年8月31日)	7,681,193,769	-	0.8146	-
第9期 (平成25年9月2日)	10,261,182,154	-	1.1647	-
第10期 (平成26年9月1日)	10,825,245,072	-	1.3818	-
第11期 (平成27年8月31日)	11,337,364,919	-	1.5772	-
第12期 (平成28年8月31日)	10,667,264,385	-	1.4686	-
平成27年10月末日	11,610,361,202	-	1.6033	-
11月末日	11,782,269,250	-	1.6347	-
12月末日	11,451,280,653	-	1.5892	-
平成28年1月末日	10,665,267,828	-	1.4774	-
2月末日	10,342,502,463	-	1.4325	-
3月末日	10,947,760,762	-	1.5142	-
4月末日	11,067,536,725	-	1.5334	-
5月末日	11,036,422,637	-	1.5244	-
6月末日	10,145,283,899	-	1.4022	-
7月末日	10,909,479,499	-	1.5032	-
8月末日	10,667,264,385	-	1.4686	-
9月末日	10,682,421,533	-	1.4776	-
10月末日	10,724,443,397	-	1.4860	-

【分配の推移】

期	1口当たり分配金(円)
第1期	0.0000円
第2期	0.0000円
第3期	0.0000円
第4期	0.0000円
第5期	0.0000円
第6期	0.0000円
第7期	0.0000円
第8期	0.0000円
第9期	0.0000円
第10期	0.0000円
第11期	0.0000円
第12期	0.0000円

【収益率の推移】

期	収益率(%)
第1期	7.05%
第2期	17.01%
第3期	1.24%
第4期	20.55%
第5期	11.88%
第6期	9.73%
第7期	0.92%
第8期	2.59%
第9期	42.98%
第10期	18.64%
第11期	14.14%
第12期	6.89%

(注)収益率は、以下の計算式により算出しております。

$$\text{収益率} = (\text{計算期間末の基準価額} - \text{当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額}) \div \text{前期末の基準価額} \times 100$$

第1期は、前期末の基準価額ではなく設定日の基準価額にて計算しております。

なお、小数点以下3桁目を四捨五入し、小数点以下2桁目まで表示しております。

(4)【設定及び解約の実績】

期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1期	774,228,127	14,349,714	759,878,413
第2期	1,872,923,330	33,777,935	2,599,023,808
第3期	3,008,798,137	200,499,557	5,407,322,388
第4期	1,747,490,863	357,920,952	6,796,892,299
第5期	1,503,633,479	331,024,191	7,969,501,587
第6期	964,774,144	386,042,379	8,548,233,352
第7期	854,181,616	452,948,908	8,949,466,060
第8期	892,772,939	413,342,754	9,428,896,245
第9期	664,937,811	1,283,556,656	8,810,277,400
第10期	655,017,446	1,631,416,206	7,833,878,640
第11期	541,857,299	1,187,638,309	7,188,097,630
第12期	545,876,331	470,253,591	7,263,720,370

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

(参考情報)

運用実績

当初設定日:2004年9月1日
作成基準日:2016年10月30日

最新の運用実績は表紙に記載のホームページでご確認いただけます。
下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移



分配金の推移

2012年8月	2013年9月	2014年9月	2015年8月	2016年8月	設定来累計
0.0円	0.0円	0.0円	0.0円	0.0円	0.0円

※分配金は1万口あたり、税引前の分配金を記載しております。
※基準価額水準・市況動向等を勘案して、設定来、当ファンドは分配金をお支払いしておりません。

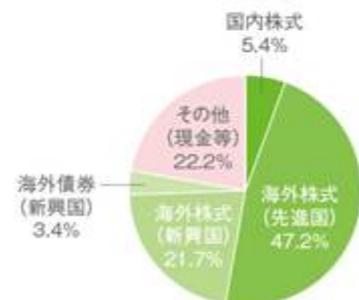
主要な資産の状況

組入れファンドの比率

	資産クラス(主として)	比率
ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドSA	欧州株式	26.6%
キャピタルグループ・インベストメント・カンパニー・オブ・アメリカ	米国株式	20.4%
ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファンドSA	新興国株式	20.2%
TMA長期投資ファンド	日本株式及び先進国株式	7.5%
キャピタルグループ・エマージング・マーケット・トータル・オポチュニティーズ	新興国株式及び新興国債券	6.9%
社会貢献ファンド	日本株式	0.8%
現金等	—	17.7%

・資産クラスは運用実績作成基準日現在、主として投資対象としている地域を表示しています。
・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

ファンド全体 (各ファンド合計)の 資産配分状況



・各ファンドの10月末のデータを基に作成
・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
・その他(現金等)比率は投資先ファンド当該区分加重平均値を含む数値

年間収益率の推移



※当ファンドは、運用の成果について目標とするベンチマークは設定していません。
※2016年は年初から運用実績作成基準日までの収益率を表示(小数点第三位四捨五入)

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

取得申込みの受付は原則として午後3時までとします。受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとします。ただし、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日及びルクセンブルグの銀行休業日にあたる場合は申込みの受付を行いません。

受益権の販売単位は販売会社にご確認ください。

買い付け口数の計算に用いる当該受益権の販売価額は、申込日の翌々営業日における基準価額とします。

なお、申込手数料については「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金(1) 申込手数料」をご参照ください。

取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、買付のお申込みを制限すること、及び当該取得申込みの受付を中止すること、ならびに既に受付けた買付のお申込みの受付を取り消す場合があります。

取得申込者は委託会社または販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託会社及び販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため振替法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、振替法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

当ファンドのお取引については、金融商品取引法第37条の6に定める「書面による契約の解除」(いわゆる「クーリング・オフ」)の適用はありません。

2【換金(解約)手続等】

当ファンドは、原則としてファンドの設定日以降のいつでも換金することができます。

受益者は、委託会社に1円以上1円単位の『金額指定』、または『全額換金』の指示をもって、一部解約の請求をすることができます(『金額指定』解約の場合、計算時に口座残高が請求金額に満たない場合には、自動的に『全額換金』として処理されます。)

当該解約口数の計算には原則として申込日の翌々営業日における基準価額を用います。解約口数の計算で生ずる1口未満の端数の取扱いについては、委託会社または販売会社にお問い合わせ下さい。基準価額は、委託会社または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

解約請求の受付は原則として午後3時までとします。受付時間を過ぎてからの請求は翌営業日の取扱いとします。ただし、解約の請求申込日がニューヨーク証券取引所の休業日及びルクセンブルグの銀行休業日にあたる場合は申込みの受付を行いません。

一部解約実行の請求を受付けた場合には、委託会社はこの信託契約の一部を解約します。解約は、原則として解約の実行の請求を受付けた日から起算して6営業日目から支払われます。

委託会社は、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益証券の解約請求の受付を中止することがあります。その場合、受益者は解約請求の受付中止以前に行った当日の解約の受付を撤回できるものとします。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約請求の受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受付けたものとして取扱うこととします。

一部解約の実行の請求は、振替受益権をもって行うものとします。当該請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

上記(1)及び(2)の詳細については、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

〔照会先〕

・ありがとう投信株式会社
電話 03-5807-9710
ホームページ <http://www.39asset.co.jp/>

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下、「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、外国為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。基準価額（受益証券1口当りの純資産価額を表示したもの）は、毎営業日に委託会社及び販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額は、原則として翌日の日本経済新聞に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

〔照会先〕

・ありがとう投信株式会社
電話 03-5807-9710
ホームページ <http://www.39asset.co.jp/>

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(2)【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は、無期限です（平成16年9月1日設定）。
ただし、後述「(5)【その他】 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

(4)【計算期間】

計算期間は、原則として毎年9月1日から翌年8月31日までとします。なお、計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、後述「(5)【その他】 信託の終了」による解約の日までとします。

(5)【その他】

信託の終了

a. 委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、若しくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- b. 委託会社は、前項の事項a.について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- c. 前項の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対し異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、a.の信託契約の解約をしません。
- e. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- f. c.から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、c.の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- g. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- h. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後述「信託約款の変更d.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- i. 後述の「受託会社の辞任及び解任に伴う取扱いb.」に該当することとなったときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、前項の変更事項のうちその内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつこれらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- c. 前項の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内、委託会社に異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超える時は、a.の信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、当該信託約款の変更をしない事としたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記a.～e.の規定に従います。
- g. 委託会社は、委託会社が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして前記a.～e.の規定にしたいがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託会社に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、前記b.の書面の交付を原則として行ないません。

運用報告書等の作成

当ファンドについて、法令の定めるところにより、計算期間の終了毎に有価証券報告書を、計算期間開始後6ヶ月経過毎に半期報告書を作成します。また委託会社は「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金

計算書、付属明細表並びに運用報告書に関する規則」の定めるところにより、計算期間の終了毎に交付運用報告書を作成し、かつ、知られたる受益者に交付します。

信託財産に関する報告

受託会社は、毎決算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。また、受託会社は、信託終了のときには最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託会社は上記の規定に従い、新受託会社を選任します。
- b. 委託会社が新受託会社を選任することができないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

ワラント、新受益証券予約権またはオプション

ワラント・新受益証券予約権またはオプションの発行に基いてファンド証券を買付ける権利は受益者に付与されません。

委託会社の営業譲渡及び承継に伴う取扱い

委託会社は、営業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により営業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

4【受益者の権利等】

受益者は、主な権利として収益分配金に対する請求権、償還金に対する請求権及び換金(解約)請求権を有しています。受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

受益者は、持分に応じて委託会社が支払いを決定した収益分配金を請求する権利を有します。当ファンドは分配金再投資専用であるため、委託会社は原則として、収益分配金は、毎計算期間終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払われ、毎計算期間終了日の翌営業日に税引き後無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。償還金は、信託終了後1ヶ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日)から起算して5営業日目)

から償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払われます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金(解約)請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求する権利を有します。一部解約金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。

帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

反対者の買取請求権

信託契約の解約(3[資産管理等の概要](5)[その他] 信託の終了)、または信託約款の変更(同 信託約款の変更)を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

受益者集会

受益者集会は開催しません。したがって、その議決権等は存在しません。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下、「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期計算期間(平成27年9月1日から平成28年8月31日まで)の財務諸表について、イデア監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

ありがとうファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第11期 平成27年8月31日現在	第12期 平成28年8月31日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	460,273	376,994
コール・ローン	2,133,000,000	789,000,000
投資信託受益証券	6,757,797,662	7,244,553,510
投資証券	2,507,887,009	2,686,145,470
流動資産合計	11,399,144,944	10,720,075,974
資産合計	11,399,144,944	10,720,075,974
負債の部		
流動負債		
未払解約金	3,195,419	499,999
未払受託者報酬	6,509,370	5,812,369
未払委託者報酬	52,075,236	46,499,221
流動負債合計	61,780,025	52,811,589
負債合計	61,780,025	52,811,589
純資産の部		
元本等		
元本	7,188,097,630	7,263,720,370
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	4,149,267,289	3,403,544,015
（分配準備積立金）	3,372,922,271	3,160,246,252
元本等合計	11,337,364,919	10,667,264,385
純資産合計	11,337,364,919	10,667,264,385
負債純資産合計	11,399,144,944	10,720,075,974

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第11期		第12期	
	自	平成26年9月 2日 至 平成27年8月31日	自	平成27年9月 1日 至 平成28年8月31日
営業収益				
受取配当金		54,116,118		-
受取利息		143,128		68,905
有価証券売買等損益		1,599,110,418		670,724,070
営業収益合計		1,653,369,664		670,655,165
営業費用				
支払利息		-		269,382
受託者報酬		12,613,689		11,787,941
委託者報酬		100,910,163		94,304,098
その他費用		-		10,633
営業費用合計		113,523,852		106,372,054
営業利益又は営業損失（ ）		1,539,845,812		777,027,219
経常利益又は経常損失（ ）		1,539,845,812		777,027,219
当期純利益又は当期純損失（ ）		1,539,845,812		777,027,219
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		225,748,570		28,369,528
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		2,991,366,432		4,149,267,289
剰余金増加額又は欠損金減少額		301,444,627		273,457,819
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		301,444,627		273,457,819
剰余金減少額又は欠損金増加額		457,641,012		270,523,402
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		457,641,012		270,523,402
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		4,149,267,289		3,403,544,015

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第12期	
	自 平成27年9月 1日 至 平成28年8月31日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び投資証券 移動平均法に基づき、計算期間末日の前営業日（一部は前々営業日）の基準価額で評価しております。	

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第11期	第12期
	平成27年8月31日現在	平成28年8月31日現在
1. 期首元本額	7,833,878,640円	7,188,097,630円
期中追加設定元本額	541,857,299円	545,876,331円
期中一部解約元本額	1,187,638,309円	470,253,591円
2. 計算期間末における受益権の総数	7,188,097,630口	7,263,720,370口
3. 元本の欠損		

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第11期	第12期
	自 平成26年9月 2日 至 平成27年8月31日	自 平成27年9月 1日 至 平成28年8月31日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(46,941,200円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(1,267,156,042円)、投資信託約款に規定される収益調整金(1,036,116,901円)及び分配準備積立金(2,058,825,029円)より分配対象額は4,409,039,172円(1口当たり0.613381円)であります。分配は行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額配分後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(1,295,176,246円)及び分配準備積立金(3,160,246,252円)より分配対象額は4,455,422,498円(1口当たり0.613380円)であります。分配は行っておりません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

区 分	第11期	第12期
	自 平成26年9月 2日 至 平成27年8月31日	自 平成27年9月 1日 至 平成28年8月31日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左

2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク、為替変動リスク及びカントリーリスク、資産の流失によるリスクにさらされております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した業務部門・コンプライアンス部門が随時信託財産の市場リスクや信用リスクのモニタリング、投資制限のチェックを行っています。また定期的に投資政策委員会を開催し、運用プロセスやファンド組入れ状況の検証を行っています。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

区分	第11期 平成27年8月31日現在	第12期 平成28年8月31日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第11期 平成27年8月31日現在	第12期 平成28年8月31日現在
	損益に含まれた 評価差額(円)	損益に含まれた 評価差額(円)
投資信託受益証券	688,120,590	393,345,348
投資証券	240,756,115	20,063,158
合計	447,364,475	413,408,506

(デリバティブ取引に関する注記)

第11期 平成27年8月31日現在	第12期 平成28年8月31日現在
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第11期 自 平成26年9月 2日 至 平成27年8月31日	第12期 自 平成27年9月 1日 至 平成28年8月31日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

	第11期 平成27年8月31日現在	第12期 平成28年8月31日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.5772円 (15,772円)	1.4686円 (14,686円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式（平成28年8月31日現在）

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成28年8月31日現在)

種 類	銘 柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンド S A (適格機関投資家限定)	1,450,636,612	2,320,873,515	
	ニッポンコムジェスト・エマージングマー ケッツ・ファンドS A (適格機関投資家限 定)	1,482,112,330	1,954,757,952	
	TMA長期投資ファンド 適格機関投資家限定	874,955,117	1,509,910,045	
	社会貢献ファンド (適格機関投資家専用)	636,560,967	1,019,261,420	
	ALAMCOハリスグローバルバリュー株 ファンド(適格機関投資家専用)	426,114,902	439,750,578	
投資信託受益証券 合計		4,870,379,928	7,244,553,510	
投資証券	キャピタル・グループ・ICA・ファンド クラスZ	1,830,952	1,977,429,218	
	キャピタル・グループ・EM・トータル・オポ チュニティーズ クラスZ	583,786	708,716,252	
投資証券 合計		2,414,739	2,686,145,470	
合計		4,872,794,667	9,930,698,980	

投資信託受益証券および投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。表示は小数点以下切り捨て。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成28年10月末日現在

資産総額	10,753,067,489円
負債総額	28,624,092円
純資産総額(-)	10,724,443,397円
発行済口数	7,217,145,268口
1口当たり純資産額(/)	1.4860円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

受益者名簿

作成しません。

受益者に対する特典

該当事項はありません。

受益権の譲渡

- a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b. 上記a.の申請のある場合には、上記a.の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記a.の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に振替法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- c. 上記a.の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託者に対抗することができません。

受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。

質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

当ファンドの受益権は振替受益権となっており、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が振替法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

その他内国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

特にありません。

第三部 [委託会社等の情報]

第1 [委託会社等の概況]

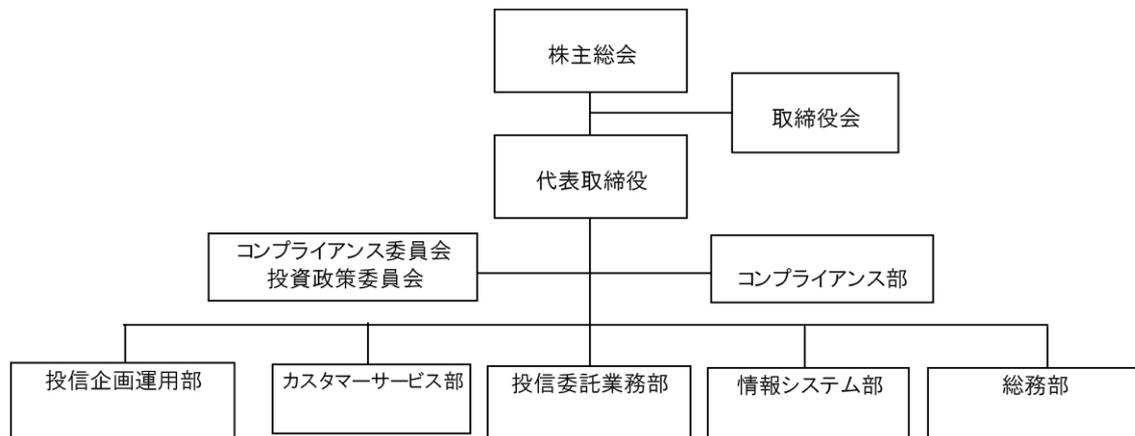
1 [委託会社等の概況]

資本金の額(平成28年10月末日現在)

資本金	265,000 千円
発行する株式の総額	40,000 株
発行済株式の総数	26,500 株

最近5年間における資本金の額の増減
該当事項はありません。

会社の機構
組織図

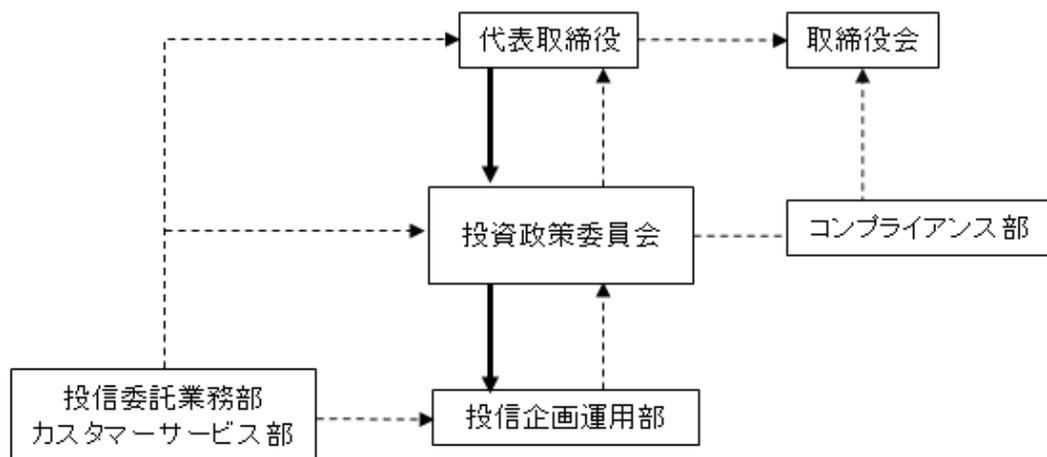


投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定プロセス

——→ 運用執行ライン

- - - -> 運用情報提供ライン



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。

平成28年10月末現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです。

種 類		本数	純資産総額
公募投資信託	追加型株式投資信託 ファンド・オブ・ファンズ	1本	10,724,443,397円

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である、ありがとう投信株式会社（以下「委託会社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、委託会社の第13期事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）の財務諸表について、イデア監査法人の監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (平成27年 3月31日)	当事業年度 (平成28年 3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	161,247	147,232
直販顧客分別金信託	19,996	19,996
前払費用	166	291
未収委託者報酬	8,226	7,819
未収還付法人税等	2,187	-
繰延税金資産	3,123	657
その他流動資産	21	-
流動資産合計	194,969	175,995
固定資産		
有形固定資産	1	
建物	-	425
器具備品	768	490
有形固定資産合計	768	916
投資その他の資産		
長期前払費用	63	47
投資その他の資産合計	63	47
固定資産合計	831	963
資産合計	195,801	176,959
負債の部		
流動負債		
株主、役員又は従業員からの短期借入金	-	5,000
顧客からの預り金	5,438	235
預り金	325	371
未払金	25,900	7,657
未払費用	3,269	2,864
未払法人税等	1,385	2,339
未払消費税等	3,172	1,874
賞与引当金	1,300	1,150
流動負債合計	40,791	21,492
固定負債		
株主、役員又は従業員からの長期借入金	15,000	5,000
退職給付引当金	1,150	640
固定負債合計	16,150	5,640
負債合計	56,941	27,132
純資産の部		
株主資本		
資本金	265,000	265,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	126,139	115,172
利益剰余金合計	126,139	115,172
株主資本合計	138,860	149,827
純資産合計	138,860	149,827
負債純資産合計	195,801	176,959

(2)【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度		当事業年度	
	自 平成26年 4月 1日	至 平成27年 3月31日	自 平成27年 4月 1日	至 平成28年 3月31日
営業収益				
委託者報酬		88,299		92,103
その他営業収入		200		298
営業収益合計		88,499		92,402
営業費用				
支払手数料		16,210		19,645
広告宣伝費		259		760
委託計算費		4,800		4,834
営業雑経費		8,273		8,244
通信費		4,754		4,685
印刷費		2,326		2,429
諸会費		1,192		1,129
営業費用合計		29,543		33,483
一般管理費				
給与		35,582		35,013
役員報酬		9,315		9,360
給与手当		18,240		18,590
賞与		3,800		3,050
法定福利費		4,227		4,013
交際費		1,141		64
旅費交通費		1,752		1,832
租税公課		1,269		1,624
不動産賃借料		600		600
退職給付費用		360		590
固定資産減価償却費		836		320
事務用品費		179		198
消耗品費		233		181
賞与引当金繰入額		1,300		1,150
その他		559		1,531
一般管理費合計		43,815		43,107
営業利益		15,140		15,810
営業外収益				
受取利息		2		7
祝金受取額		367		-
その他営業外収益		8		49
営業外収益合計		378		57
営業外費用				
支払利息		55		40
その他営業外費用		21		25
営業外費用合計		76		66
経常利益		15,442		15,802
特別利益				
投資有価証券売却益		25,837		-
特別利益合計		25,837		-
特別損失				
固定資産除却損	1	-		408
特別損失合計		-		408
税引前当期純利益		41,279		15,393
法人税、住民税及び事業税		3,299		1,960
法人税等調整額		3,123		2,466
法人税等合計		176		4,426
当期純利益		41,103		10,966

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本			株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金			その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
		その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	265,000	167,243	167,243	97,756	13,443	13,443	111,199
当期変動額							
当期純利益		41,103	41,103	41,103			41,103
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					13,443	13,443	13,443
当期変動額合計	-	41,103	41,103	41,103	13,443	13,443	27,660
当期末残高	265,000	126,139	126,139	138,860	-	-	138,860

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本			株主資本 合計	純資産 合計
	資本金	利益剰余金			
		その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	265,000	126,139	126,139	138,860	138,860
当期変動額					
当期純利益		10,966	10,966	10,966	10,966
当期変動額合計	-	10,966	10,966	10,966	10,966
当期末残高	265,000	115,172	115,172	149,827	149,827

[重要な会計方針]

1. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

建物: 定額法によっております。

器具備品: 定率法によっております。

主な耐用年数は以下の通りです。

建物 15年

器具備品 2～6年

長期前払費用

均等償却によっております。なお、償却期間については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

2. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に支給する賞与の支出に充てるため、支給対象期間に基づく賞与支給見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見積額に基づき、計上しております。なお、退職給付債務の見積額は、簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により計算しております。

3.消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)

(1)概要

繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いについて、監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」の枠組み、すなわち企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積る枠組みを基本的に踏襲した上で、以下の取扱いについて必要な見直しが行われております。

(分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの見直し)

(分類1)から(分類5)に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い

(分類2)及び(分類3)に係る分類の要件

(分類2)に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い

(分類3)に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い

(分類4)に係る分類の要件を満たす企業が(分類2)又は(分類3)に該当する場合の取扱い

(2)適用予定日

平成28年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額につきましては、現時点において評価中であります。

[注記事項]

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産より控除した減価償却累計額

	前事業年度 (平成27年 3月31日)	当事業年度 (平成28年 3月31日)
建物	-	14千円
器具備品	2,229千円	1,963千円

(損益計算書関係)

1 固定資産除却損の内訳

前事業年度 自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日	当事業年度 自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日
	器具備品 408千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	26,500株			26,500株

2 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	26,500株			26,500株

2 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

該当事項はありません。

(リース取引関係)

前事業年度 自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日	当事業年度 自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取り組み方針

当社の資金運用は、安全性の高い金融資産に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

自社投資信託以外の他の金融商品への投資は行わない方針です。

資金調達については、株主からの借入が中心となっており、今後も銀行等からの借入の方針はありません。

(2)金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収委託者報酬はファンドに係る信用リスクに晒されております。未払金は1年以内の支払期日であります。未払金、借入金は、流動性リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

当社では、資金計画を作成する等の方法によりリスク回避を図っております。

(4)金融商品の時価等に関する事項

金融商品の時価には、市場価格がない場合には合理的に算定された価額を含めております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(平成27年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)現金及び預金	161,247	161,247	-
(2)直販顧客分別金信託	19,996	19,996	-
(3)未収委託者報酬	8,226	8,226	-
資産計	189,470	189,470	-
(1)未払金	25,900	25,900	-
(2)株主、役員又は従業員からの長期借入金	15,000	15,000	-
負債計	40,900	40,900	-

当事業年度(平成28年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)現金及び預金	147,232	147,232	-
(2)直販顧客分別金信託	19,996	19,996	-
(3)未収委託者報酬	7,819	7,819	-
資産計	175,047	175,047	-
(1)未払金	7,657	7,657	-
(2)株主、役員又は従業員からの短期借入金	5,000	5,000	-
(3)株主、役員又は従業員からの長期借入金	5,000	5,000	-
負債計	17,657	17,657	-

(注1)金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産 (1)現金及び預金、(2)直販顧客分別金信託、(3)未収委託者報酬

短期間で決済され、帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

負債 (1)未払金

短期間で決済され、帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(2)(3)株主、役員又は従業員からの借入金(短期及び長期)

同様の新規借入を行った場合に想定される利率で元利金の合計額を割り引く方法により、時価を算定しておりますが、帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成27年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超
現金及び預金	161,247	-	-
直販顧客分別金信託	19,996	-	-
未収委託者報酬	8,226	-	-
合計	189,470	-	-

当事業年度(平成28年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超
現金及び預金	147,232	-	-
直販顧客分別金信託	19,996	-	-
未収委託者報酬	7,819	-	-

合計	175,047	-	-
----	---------	---	---

(注3) 金銭債務の決算日後の返済予定額

前事業年度(平成27年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超
株主、役員又は従業員からの長期借入金	-	15,000	-
合計	-	15,000	-

当事業年度(平成28年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超
株主、役員又は従業員からの短期借入金	5,000	-	-
株主、役員又は従業員からの長期借入金	-	5,000	-
合計	5,000	5,000	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度(平成27年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(平成28年3月31日)

該当事項はありません。

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託受益証券)	95,837	25,837	-
合計	95,837	25,837	-

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度 自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日	当事業年度 自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日
当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。	当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しており、簡便法のうち、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した退職給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日
退職給付引当金の期首残高	1,360千円
退職給付費用	360千円
退職給付の支払額	570千円
退職給付引当金の期末残高	1,150千円

(2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 平成27年 3月31日
非積立型制度の退職給付債務	1,150千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,150千円
退職給付引当金	1,150千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,150千円

(3) 退職給付費用

	前事業年度 自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日
簡便法で計算した退職給付費用	360千円

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しており、簡便法のうち、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した退職給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	当事業年度 自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日
退職給付引当金の期首残高	1,150千円
退職給付費用	590千円
退職給付の支払額	1,100千円
退職給付引当金の期末残高	640千円

(2)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	当事業年度 平成28年 3月31日
非積立型制度の退職給付債務	640千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	640千円
退職給付引当金	640千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	640千円

(3)退職給付費用

	当事業年度 自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日
簡便法で計算した退職給付費用	590千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 平成27年 3月31日	当事業年度 平成28年 3月31日
	千円	千円
繰延税金資産		
未払事業税	289	174
減価償却超過額	4	0
賞与引当金	430	354
退職給付引当金	371	195
繰越欠損金	10,743	7,299
繰延税金資産小計	11,839	8,024
評価性引当額	8,716	7,367
繰延税金資産合計	3,123	657
繰延税金資産の純額	3,123	657

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 平成27年 3月31日	当事業年度 平成28年 3月31日
	%	
法定実効税率 (調整)	35.64	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が100分の5以下であるため注記を省略しております。
評価性引当額の増減	39.30	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.99	
住民税均等割	0.70	
その他	2.39	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.43	

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税等の税率が変更されております。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.34%から、平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に

解消が見込まれる一時差異については30.86%、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.62%となります。

この税率変更に伴う影響は軽微であります。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)及び当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)及び当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(1)製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載しておりません。

(2)地域ごとの情報

営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1)役員及び個人主要株主等

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日	当事業年度 自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日

1株当たり純資産額	5,240円01銭	5,653円86銭
1株当たり当期純利益	1,551円09銭	413円85銭

(注1)潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

	前事業年度	当事業年度
	自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日	自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日
当期純利益(千円)	41,103	10,966
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	41,103	10,966
期中平均株式数(株)	26,500	26,500

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

a. 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

b. 取締役の変更

取締役は、株主総会において選任及び解任します。取締役の変更があった場合には、監督官庁に届出を行います。また、委託会社の常務に従事する取締役が、他の会社の常務に従事し、あるいは事業を営もうとする場合には、監督官庁の承認が必要となります。

c. 訴訟事件その他の重要事項

平成28年10月末日現在、委託会社及び当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

委託会社の営業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までであり、毎営業年度末に決算を行います。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名 称	資本の額	事業の内容
野村信託銀行 株式会社	35,000 百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

平成28年10月末日現在

(2)販売会社

該当会社はありません。

2【関係業務の概要】

受託会社

受託者として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算を行い、分配金、解約金及び償還金の委託者への交付等を行います。

3【資本関係】

受託会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙にロゴ・マークや図案を採用すること、またファンドの形態などの記載をすることがあります。
- (2) 目論見書の巻末に用語解説等を掲載することがあります。
- (3) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の主要内容を要約し、「ファンドの基本情報」として、目論見書の冒頭に記載することがあります。
- (4) 目論見書の巻末に約款を掲載し、届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで、届出書の内容の記載とすることがあります。
- (5) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (6) 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (7) 目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
- (8) ファンドの名称について「ありがとうファンド」を、「ファンドの宝石箱」と表記することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成28年5月25日

ありがとう投信株式会社

取締役会 御中

イデア監査法人

指定社員 公認会計士 立野 晴朗
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているありがとう投信株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ありがとう投信株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

* 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成28年11月21日

ありがとう投信株式会社
取締役会 御中

イデア監査法人

指定社員 公認会計士 立野 晴朗
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているありがとうファンドの平成27年9月1日から平成28年8月31日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ありがとうファンドの平成28年8月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ありがとう投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。